

平成28年4月25日

清水町長 山本 博保 様

清水町情報公開審査会  
会長 庄司 勝彦



答申書

清水町情報公開条例第19条の規定に基づく平成27年8月31日付け清地環第62号による諮問について、以下のとおり答申する。

記

1 審査会の結論

平成27年6月15日付けで公開請求のあった「清水町内の井戸所在地、所有者、井戸の能力（ポンプの口径、深度、日量又は時間量）」に関する文書について、公文書として保有していないことを理由として非公開の決定をしたことは相当ではなく、黄瀬川地域地下水利用対策協議会に係る井戸届出書等の文書を公文書として特定した上で改めて公開、一部公開又は非公開の決定をすべきである。

2 異議申立てに係る経緯

- (1) 平成27年6月15日、異議申立人は、清水町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、清水町長（以下「実施機関」という。）に対して「清水町内の井戸所在地、所有者、井戸の能力（ポンプの口径、深度、日量又は時間量）」に係る公文書の公開請求をし、同日、実施機関は、これを受け付けた。
- (2) 平成27年6月26日、実施機関は、公開請求された文書は、公文書として保有していないとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 平成27年8月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して、

異議申立てをし、同日、実施機関は、これを受け付けた。

- (4) 平成27年8月31日、実施機関は、当該異議申立てを受けて、条例第19条の規定により、当審査会に諮問をした。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示するとの決定を求めるものである。異議申立人が不服申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由等は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、非公開とした理由を、請求のあった情報は公文書として保有していないとし、その根拠規定を条例第11条第2項としているが、この規定は非公開とした根拠とはならない。
- (2) 実施機関は、井戸届出書の控えの存在を認めながら、当該文書は、黄瀬川地域地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）の文書であり公文書でないとして本件処分を行った。しかし、協議会は任意の団体ではあるが、実施機関が構成員となっており、井戸届出書の控えは、実施機関の職員が職務上取得したものである。また、本件文書が、控えであるか否かは問題ではなく、実施機関の職員が職務上取得した文書であれば、公開すべきである。
- (3) 水循環基本法により地下水は国民の共有の財産とされ、裁判において地下水の利用に一定の制限がなされることを認める判例もあるところであり、地下水に関する情報は一部の関係者に独占されるべきものではなく、公表され、共有されるべきものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書等で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 清水町の区域は、地下水採取に関する法令上の規制がないため、井戸等に関する公文書は存在しない。
- (2) 協議会に提出された井戸届書の控えは存在するが、井戸届書は協議会に提出されたものであり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものでない。井戸届書の控えは、実施機関の執務室内に保管されているにすぎず、あくまでも井



戸届書を所有しているのは、協議会である。また、協議会は任意団体であり、条例上の実施機関に該当せず、協議会が所有する井戸届書は公文書ではなく、その控えも同様である。

- (3) 水循環基本法は、水循環に関する施策についての基本理念を示しているにすぎないため、この法律が井戸情報を公開する根拠とはならない。
- (4) 本件処分において、非公開とした理由を「請求のあった情報は公文書として保有していない」としたことは相違ないが、その根拠規定を「条例第11条第2項」としたことは誤りであった。公文書を保有していない場合は、そのことをもって非公開の決定をするべきであった。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 非公開とした理由の根拠規定について

実施機関は、非公開とした理由を「請求のあった情報は公文書として保有していない」としているところ、さらに、その根拠規定を「条例第11条第2項」としているが、この根拠規定とした条項は、公開しない場合の手續について規定した条項であり、非公開決定通知書を発布する根拠とはなるが、非公開とした根拠とはならないものである。審査の過程において、実施機関はこの誤りを認めているところである。請求された公文書が存在しない場合は、公文書が存在しないことを理由として非公開の決定をすれば足りるものであり、根拠となる規定を示す必要はない。

しかしながら、請求された公文書が存在した場合には、「請求のあった情報は公文書として保有していない」として行った本件処分は失当となるため、請求された公文書の存在について、確認を行う。

### (2) 請求された文書の存在、内容、取得の経緯等について

請求された文書（以下「本件文書」という。）は、協議会の規約に基づき地下水を採取するために井戸を設置し、又は変更しようとする者が協議会へ届け出る「井戸届出書」の控えであり、その存在は確認された。井戸届出書は、井戸の所在地を管轄する市町の長を経由し、協議会へ提出され、協議会に提出された井戸届出書は、その控えが協議会から井戸の所在地を管轄する市町の長に送付される



ことにより、実施機関は本件文書を取得し、保有するものである。

(3) 本件文書の公文書性について

協議会は、法令上に定めのない任意の団体であるが、実施機関は協議会の構成員となっており、協議会の会議等の事業には、実施機関の職員が職務として参画していると認められる。

本件文書は、協議会の構成員である実施機関の職員が職務上取得した文書であり、実施機関が組織的に用いるものとして保有する文書である。

したがって、本件文書は公文書であると認められる。

よって、審査会は、上記「1 審査会の結論」のとおり、判断する。

6 審査会の処理経過

- (1) 平成27年8月31日 実施機関から諮問を受け付けた。
- (2) 平成27年11月4日 実施機関から理由説明書を受け付けた。
- (3) 同日 第1回審査会を開催した。
- (4) 平成27年11月30日 異議申立人から意見書を受け付けた。
- (5) 平成27年12月24日 第2回審査会を開催した。
- (6) 平成28年2月10日 第3回審査会を開催した。
- (7) 平成28年3月24日 異議申立人の口頭意見陳述を行った。
- (8) 同日 第4回審査会を開催した。
- (9) 平成28年4月22日 第5回審査会を開催した。

7 審査会の委員

会長 庄司勝彦

委員 森本耕太郎

委員 山崎好明

